

ふじみ野市シェアサイクル事業
における公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

ふじみ野市

— 目 次 —

1 事業の目的	2
2 事業内容	2
(1) 事業名		
(2) 実施区域		
(3) 事業内容		
(4) 事業実施期間		
3 プロポーザル手続に関する事項	2
(1) 参加資格		
(2) 事業者選定スケジュール		
(3) 実施要領等の配布		
(4) 実施要領等に関する質問の受付		
(5) 参加資格の確認（参加表明書の提出）		
(6) 参加資格の喪失		
(7) 企画提案書の提出		
(8) 企画提案参加に際しての留意事項		
4 候補者の選定方法に関する事項	7
(1) 選定委員会		
(2) 審査項目及び評価内容		
(3) 審査方法		
(4) 候補者の選定		
(5) 選定結果の通知		
5 協定の締結	8
6 情報公開	8
(1) 選定結果の公表		
(2) 情報公開		
7 問い合わせ先及び各種書類の提出先	9

1 事業の目的

ふじみ野市では令和3年度より、「公共交通機関の補完」「環境負荷の低減」「健康増進」「地域の活性化」等の事業効果及び事業の実現性等を検証するため、シェアサイクル実証実験を実施している。これらの事業効果や利用実績等を検証した結果、シェアサイクルが、手軽に利用できる新たな交通手段として、広く市民等に浸透していることを確認することができた。

このことから、令和7年度からふじみ野市と事業者及びOpenStreet株式会社が共同でシェアサイクル事業を実施し、公有財産を含む市内でのステーションを増設することにより、市民の移動手段の選択肢を増加させ、公共交通の利便性の更なる向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業名

ふじみ野市シェアサイクル事業

(2) 実施区域

ふじみ野市全域

(3) 事業内容

「ふじみ野市シェアサイクル事業実施要領」のとおり

(4) 事業実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

3 プロポーザル手続に関する事項

(1) 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

ア シェアサイクルについては、近隣自治体との相互利用が可能となるよう、OpenStreet株式会社が運営するシェアサイクルサービス「HELLO CYCLING」のアプリケーションを使用した運営ができる者

イ 他自治体においてシェアサイクル事業の実績を有している者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

エ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から協定締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市こ第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者

オ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から協定締結の日までの期間に
ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第
284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て
又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立
てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除
く。

(2) 事業者選定スケジュール

No.	内 容	日 時
1	プロポーザル実施についてホーム ページによる公表	令和6年12月 2日(月)から 令和6年12月 9日(月)まで
2	実施要領等の配布	令和6年12月10日(火)から 令和6年12月16日(月)まで
3	実施要領等に関する質問受付締切	令和6年12月16日(月)
4	実施要領等に関する質問に対する 回答・公表	令和6年12月20日(金)
5	参加表明書提出期間	令和6年12月23日(月)から 令和6年12月27日(金)まで
6	企画提案者選定・提案依頼通知	令和7年1月22日(水)
7	企画提案書の提出期間	令和7年1月23日(木)から 令和7年1月31日(金)まで
8	選定委員会（プレゼンテーション 及びヒアリング）	令和7年2月17日（月）
9	選定結果通知（予定）	令和7年2月下旬
10	協定締結（予定）	令和7年3月下旬

※日程については、状況により変更となる場合がある。その場合は、各通知
書に記載する日時とする。

(3) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和6年12月10日(火)～令和6年12月16日(月)
午前9時から午後5時まで
(ただし土日を除く)

イ 配布場所 ふじみ野市役所都市政策部都市計画課
(〒356-8501 ふじみ野市福岡一丁目1番1号 第2庁舎2階)
次の市ホームページからも入手可。

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohe/index.html>

(TOP > 事業者の方へ > 入札関連情報>公募型プロポーザル情報)

(4) 実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和6年12月10日(火)～令和6年12月16日(月)まで

イ 質問書の提出方法

プロポーザル質問書【様式第1号】に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。件名は、「ふじみ野市シェアサイクル事業に関する質問」とすること。

E-mail : kotsuseisaku@city.fujimino.saitama.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、市ホームページで公表する。その後、参加表明書の提出があったすべての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の特殊な技術等に関わるものであり、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある場合については、質問者に対してのみ回答する。

エ 回答日

令和6年12月20日(金)

(5) 参加資格の確認(参加表明書の提出)

ア 提出書類

書類番号	提出書類名
1	プロポーザル参加表明書【様式第2号】
2	事業者概要書【様式第3号】
3	業務実績書【様式第4号】
4	業務実施体制【様式第5号】
5	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書) ※直近2期分
6	履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの、写し可
7	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) ※発行から3か月以内のもの、写し可

8	会社更生法疎明書面（自認書）【様式6号】
9	民事再生法疎明書面（自認書）【様式7号】

イ 提出期間

令和6年12月23日(月)から令和6年12月27日(金)まで。持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は令和6年12月27日(金)午後5時まで必着のこと。

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）とする。

オ 参加資格の確認・通知

提出されたアの書類により参加資格を確認し、その結果を参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で、プロポーザル参加資格確認結果通知書【様式第10号】により郵送する。

なお、参加者資格を有する者が多数の場合は、事前に4(2)の審査項目1から3までの審査を実施、上位3事業者を選定し、プロポーザル提案書等提出要請書【様式第11号】により、企画提案書の提出を要請する。

通知日 令和7年1月22日(水)

(6) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に3(1)の各号に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(7) 企画提案書の提出

ア 企画提案を求める事項

【様式第14号】に記載されている事項

イ 提出書類

書類 番号	提出書類名	提出上の注意
1	プロポーザル提案書等提出届	【様式第8号】
2	企画提案書	【様式第14号】

ウ 提出期間

令和7年1月23日(木)から令和7年1月31日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は令和7年1月31日(金)午後5時まで必着のこと。

エ 提出部数

正本は、「イ 提出書類」書類番号1～2で一式とし、1部を提出すること。副本は、書類番号2の企画提案書のみで一式とし、10部提出すること。

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）とする。

カ その他

企画提案書は【様式第14号】を基に作成し、4(1)のヒアリング審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものとする。

(8) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 実施要領に違反した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (オ) 公告の日から協定締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

イ 留意事項

(ア) 複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(イ) 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、4(1)の選定委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、受託者として選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(エ) 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

ウ 辞退の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式第9号】を提出すること。

エ その他

プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

4 候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定委員会

候補者の選定審査は、「ふじみ野市シェアサイクル事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととし、企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによるヒアリング審査を実施する。

ア 日時 令和7年2月17日(月)（時間の詳細は、参加者ごとに別途通知する。）

イ 場所 ふじみ野市役所（場所の詳細は、参加者ごとに別途通知する。）

ウ 実施時間

1 事業者につき、40分程度とする。

入室及び機材の準備	5分程度
プレゼンテーション	15分以内
質疑応答	20分程度

エ 出席者

1 事業者につき、3名までとする。現場責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。

パソコンは参加者が持参することとし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。また、プレゼンテーションの際には、参加者（企業）を特定できる名称を表示しないこと。

(2) 審査項目及び評価内容

審査項目	配点全体に占める割合	最高点	最低基準点
1 事業者概要	10/100	100	60
2 業務実績	10/100		
3 業務実施体制	10/100		
4 企画提案書に対する評価	70/100		

(3) 審査方法

別添の「ふじみ野市シェアサイクル事業評価基準書」に基づき、審査を行う。

(4) 候補者の選定

選定委員会の審査の結果、各委員の評価点の平均点と参加資格の評価点の合計点が最低基準点以上の者を候補者とし、候補者のうち評価点の最も高い者を第一順位の候補者とする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査は行い、評価点が最低基準点以上の者を候補者として決定する。

最高点獲得者が複数いた場合は、1位と評価した評価者の数の多い者を第一順位の候補者とする。1位と評価した評価者の数も同数の場合は、選定委員の合議により決定するものとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で、プロポーザル選定結果通知書【様式第12号】又はプロポーザル非選定結果通知書【様式第13号】により郵送する。

通知日 令和7年2月下旬予定

5 協定の締結

第一順位の候補者として特定された者は、協定書の内容に係る協議を行い、内容を確定した上で、本事業に関する協定を締結すること。

また、第一順位の候補者と協議が調わない場合にあつては、次に評価点の合計が高い候補者から順に協議を行う。

6 情報公開

(1) 選定結果の公表

事業者決定後、市は事業者として選定された者及び審査結果を市ホームページで公表する。

(2) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合があります。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所

都市政策部都市計画課交通政策担当

電話：049-220-2072

FAX：049-261-0797

E-mail：kotsuseisaku@city.fujimino.saitama.jp